各 位

オリックス株式会社 (コード番号:8591)

株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更 ならびに米国預託証券 (ADR) の対原株比率変更に関するお知らせ

オリックス株式会社(本社:東京都港区、社長:井上 亮)は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更の目的

2007年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券市場の利便性や流動性の向上に資するため、普通株式1株を10株に分割するとともに、単元株式数を現行の10株から100株に変更いたします。

なお、この株式の分割および単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

2013年3月31日 (ただし、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は2013年3月29日) を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき10 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

2013 年 3 月 31 日最終の発行済株式総数に 9 を乗じた株式数とします。2012 年 10 月 26 日時点の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりです。

① 株式分割前の発行済株式総数 : 110,268,622 株② 株式の分割により増加する株式数 : 992,417,598 株③ 株式の分割後の発行済株式総数 : 1,102,686,220 株④ 株式の分割後の発行可能株式総数 : 2,590,000,000 株

(3) 分割の日程

①基準日公告日 : 未定

②基準日 : 2013年3月31日(日)

ただし、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は2013年3月29日(金)

3. 単元株式数の変更について

(1)変更する単元株式数

上記「2.株式の分割の概要」に記載した株式の分割の効力発生日をもって、単元株式数を10株から100株に変更いたします。

(2)変更の日程

効力発生日 : 2013年4月1日(月)

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式の分割および単元株式数の変更に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、2013年4月1日をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款

第2章 株式

第4条(発行可能株式総数)

当会社が発行することができる株式の総 数は、<u>259,000,000</u>株とする。

第5条(単元株式数)

当会社は、その発行する株式について、 10株の株式をもって株主が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする。

変更後定款

第2章 株式

第4条(発行可能株式総数)

当社が発行することができる株式の総数は、2,590,000,000 株とする。

第5条(単元株式数)

当会社は、その発行する株式について、 100株の株式をもって株主が株主総会 において1個の議決権を行使すること ができる1単元の株式とする。

5. 米国預託証券 (ADR) の対原株比率変更について

(1) ADR 対原株比率変更の目的

株式の分割比率に合わせて ADR 対原株比率を変更し、現在の ADR の投資単価水準を維持することにより、当社 ADR の投資家に対して現状と変わらない投資環境をご提供する

ことを目的としています。

(2) ADR 対原株比率変更の概要

従来の比率:1ADR=0.5原株新比率:1ADR=5原株

新比率での取引開始日 : 2013年4月1日 (米国東部時間)

なお、株式分割に伴う「第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整」に つきましては、別途お知らせいたします。

(ご参考)

上記のとおり、株式分割および単元株式数変更の効力発生日は2013年4月1日ですが、 株式売買後の振替手続きの関係で、実務上、次のように取り扱われますのでご留意下さい。

現在の単元株式数 (10株) の売買最終日 2013年3

当社の売買単位が10株から100株に変更

株価に株式分割の効果が反映

株式分割と単元株式数変更の効力発生

2013年3月26日(火)

2013年3月27日(水)

2013年4月1日(月)

以上

<本件に関するお問い合わせ先> グループ広報部 渋谷・堀井 TEL: 03-5419-5102